

令和5年第4回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和5年3月29日 滝上町役場大会議室							
開閉会の日時及び び宣告	開会 令和5年3月29日 午前10時 00分 議長 瀬川 博 閉会 令和5年3月29日 午前11時 15分 議長 瀬川 博							
出欠の状況	議席 番号	氏 名		出・欠 の 別	議席 番号	氏 名		出・欠 の 別
	1	温水 吾郎		出席	8	日野 茂		欠席
	2	原田 竜太		出席	9	池田 政隆		出席
	3	村田 牧子		出席	10	西田 征司		欠席
	4	大坪 省三		出席	11	佐々木 渉		出席
	5	張間 真之		出席	12	井上 秀幸		出席
	6	林 花美		出席	13	瀬川 博		出席
	7	太田越 亘		出席				
会議録署名委員	温水 委員			原田 委員				
事務局職員の 出席状況	事務 局長	加藤 暢也		係長	北嶋 佑太		書記	濱塚 公平
議事日程	議案第1号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 議案第2号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について 議案第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第4号 農地所有適格法人事業報告について(議事参与制限) 議案第5号 農地所有適格法人事業報告について							
会議の経過	別紙のとおり							

令和5年第4回総会

議長 本日、日野委員、西田委員より欠席の報告をいただいております。在任委員13名、出席委員11名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第4回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第13条の規定により1番温水委員、2番原田委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、3月15日に札幌市で開催された北海道農業会議第94回総会に事務局と共に出席しております。内容につきましては、農業委員・農地最適化推進委員・農業委員会職員の永年勤続表彰に続き、令和4年度収支補正予算、令和5年度事業計画、事業予算等について承認・決定いたしました。

日程第3. 議案第1号. 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 農業委員会等に関する法律で委員会は、農地の最適化の推進や事務の実施状況を毎年公表しなければならないとされています。このため本件は、平成28年3月4日付け「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき作成したものであります。詳細については係長より説明がございます。

係長 説明いたします、議案の2ページをご覧ください。

(以下議案に基づき説明)

説明は以上ですが、こちらの内容については全国農業会議所のホームページで全国分を一括して公表することになります。

議 長 この件に関し質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件について、原案どおり決定することとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

本件は、原案どおり決定することといたします。

日程第4. 議案第2号. 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、令和4年度の点検評価と同様に令和5年度の委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案について審議いただくものであります。詳細については係長より説明がございます。

係 長 説明いたします、議案の9ページをご覧ください。

(以下議案に基づき説明)

説明は以上ですが、案を審議決定したのち、前議案同様全国農業会議所のホームページで公表いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件について、原案どおり決定することとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

本件は、原案どおり決定することといたします。

議 長 日程第5. 議案第3号. 農地利用最適化推進委員の委嘱について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地利用最適化推進委員の委嘱についてであります。議案の13ページをご覧ください。現行制度下では、農業委員会は議会での意思決定に携わる農業委員と農地の利用調整など現場活動に携わる農地利用最適化推進委員で役割を分担し農地利用の最適化や遊休農地対策により一層取り組むという枠組みになっています。農業委員は町長が任命しますが推進委員は農業委員会が委嘱します。実際の制度の枠組みと今回お諮りしたい内容は順番に説明します。

一番目に農業委員会等に関する法律第17条では、農業委員会は推進委員を委嘱しなければならないと想定されております。ただし、特定の要件に当てはまれば推進委員を委嘱しないことができるということになっています。

二番目にどういう場合に委嘱しないことができるかというの一つは農地面積800ha以下の市町村であります。もう一つは遊休農地率が低く、かつ農地が担い手に相当程度集積されている市町村であります。

三番目に滝上町はこの遊休農地率が低くかつ担い手に相当程度集積されている市町村に該当するので推進委員を置かなくても良い市町村となっております。

四番目に推進委員の委嘱権限は農業委員会にありますので本総会で委嘱の有無を審議していただきます。余談ではありますが、前回は総会での意思決定に携わる農業委員と現場活動に携わる推進委員と役割分担することについて、当町のような小規模な自治体ではむしろ現場活動から決定行為まで一貫して農業委員が担うことが本来の業務を適格かつ効率的に行えるため、推進委員は委嘱しないこととしております。説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番大坪委員。

大坪委員 農地利用最適化推進委員の委嘱の有無を審議したのは、いつ行われた総会ですか。

係 長 令和2年2月に行った総会の中で審議しました。毎回、農業委員の改選時期に伴って、審議しています。

議 長 質疑ございませんか。

(質疑なし)

それではお諮りします。議案第3号につき、推進委員を委嘱しないということでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は推進委員を委嘱しないことで決定いたしました。

議 長 日程第6. 議案第4号. 農地所有適格法人事業報告について議題とします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業報告であります。

農業委員会では、法人の事業内容とともに要件を満たしているかを確認します。本議案では●●●●からの事業報告であります。本議案については係長より詳細を説明いたします。

係 長 本議案については、例年6月の総会にて一括して審議を行っていたものでありますが、昨年6月の審議においてご指摘をいただきました通り、事業年度の終了した法人から順次本報告を求めており、整った団体から順に審議案件として上程していくものであります。例年の通り、別添資料5ページから9ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく要件を満たしていると判断いたします。

議 長 本件に関し質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本報告を了承することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

議 長 日程第7. 議案第5号. 農地所有適格法人事業報告について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業報告であります。本議案では、●●●●からの事業報告であります。本議案については、係長より詳細を説明いたします。

係 長 別紙資料10ページから14ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく要件を満たしていると判断いたします。

議 長 本件に関し質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本報告を了承することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

議 長 以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第4回農業委員会総会を終了いたします。